

長介第 1422 号
令和 4 年 3 月 9 日

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数適用申請について（通知）

標記の件につきまして、別添「新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱」（以下、「県要綱」という。）第 3 条第 2 項に該当する事業所は、外部評価の実施回数を 2 年度に 1 回とすることができます。

つきましては、適用を希望する事業所は、下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用申請書（別紙 1）

2 提出期限

(1) 2 月末までに外部評価結果の通知を受けた事業所

令和 4 年 3 月 31 日（木曜日）

(2) 3 月以降に外部評価結果の通知を受けた事業所

評価結果確定の通知を受けてから 1 か月を経過する日

3 提出方法 郵送、メール又は持参

4 提出先 長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

5 その他

(1) 運営推進会議を活用した外部評価は、県要綱第 3 条第 2 項に規定する「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことに係る継続年数に算入することはできませんので、御留意ください。

(2) 令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症に係る認知症対応型共同生活介護外部評価実施回数の適用申請の取扱いについては、令和 4 年 3 月 9 日付け長介第 1421 号を御参照ください。

担当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電話：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp